

4 特別支援学級担任のために

(1) 特別支援学級の対象者について

障害による学習上又は生活上の困難のために、一斉での学習活動において、授業内容がわかり、学習活動に参加している実感・達成感をもてる状態となっておらず、障害に応じた特別な指導を、概ね週の授業時数の半分以上（以下「相当数」という）、系統的かつ継続的に行う必要がある場合は、特別支援学級への入級について検討を行います。

特別支援学級の入級については、原則として『少数の学級において、障害に応じた特別な指導を、相当数、系統的、継続的に行う必要性がある障害の状態である者』が対象です。

① 弱視特別支援学級

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの
(平成 25 年 10 月 4 日付け 25 文科初第 756 号文部科学省初等中等教育局長通知)

通常の学級に在籍する子供と比べて通常の文字等の認識に時間を要するとともに、通常の学級においては指導内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、学ぶことに困難があり、かつ障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導を系統的かつ継続的に行う必要のある状態の児童生徒が対象です。
(文部科学省「障害のある子供の教育支援の手引」参考)

② 難聴特別支援学級

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの
(平成 25 年 10 月 4 日付け 25 文科初第 756 号文部科学省初等中等教育局長通知)

補聴器等を使用した状態で通常の会話における聞き取りが部分的にできにくく、通常の学級での一斉の学習活動において、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、学ぶことに困難があり、かつ障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導を系統的かつ継続的に行う必要のある状態の児童生徒が対象です。

(文部科学省「障害のある子供の教育支援の手引」参考)

③ 知的障害特別支援学級

知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの

(平成 25 年 10 月 4 日付け 25 文科初第 756 号文部科学省初等中等教育局長通知)

その年齢段階に標準的に要求される機能に比較して、他人との日常生活に使われる言葉を活用しての会話はほぼ可能であるが、抽象的な概念を使った会話などになると、その理解が困難な状態であり、また、同時に、家庭生活や学校生活におけるその年齢段階に標準的に求められる食事、衣服の着脱、排泄、簡単な片付け、身の回り道具の活用などにほとんど支障がない状態の児童生徒が対象です。

(文部科学省「障害のある子供の教育支援の手引」参考)

④ 肢体不自由特別支援学級

補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも
(平成 25 年 10 月 4 日付け 25 文科初第 756 号文部科学省初等中等教育局長通知)

特別支援学校への就学の対象となる障害の程度までではないが、例えば、筆記や歩行等の動作が可能であっても、その速度や生活さ又は持続性の点で同学年の子供と比べて実用性が低く、学習活動、移動、姿勢の保持、日常生活動作等に困難が見られ、通常の学級での授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、学ぶことに困難があり、かつ障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導を系統的かつ継続的に行う必要のある状態であり、また、健康状態、姿勢や運動・動作、保有する感覚の活用、コミュニケーション等の改善・克服を図る自立活動の指導を継続的に指導することが必要な児童生徒が対象です。

(文部科学省「障害のある子供の教育支援の手引」参考)

⑤ 病弱・身体虚弱特別支援学級

- 一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの
 - 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの
- (平成 25 年 10 月 4 日付け 25 文科初第 756 号文部科学省初等中等教育局長通知)

医療又は生活の管理が必要であるため、学習時間の制約があったり、通常の学級における一斉の学習活動では困難が生じる教科が多く見られたりする児童生徒が対象です。

(文部科学省「障害のある子供の教育支援の手引」参考)

⑥ 自閉症・情緒障害特別支援学級

- 一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも
 - 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも
- (平成 25 年 10 月 4 日付け 25 文科初第 756 号文部科学省初等中等教育局長通知)

一に示されている程度のものが、自閉症の対象となるものです。

相手からの言葉の意味を理解したり、それに応じた意思を伝達したりすることができないか、又は可能ではあるが、他人との会話を開始し、受け答えをしながら継続する能力に明らかな困難さがあり、また、他人から名前を呼ばれたことに気が付いて振り向く、他人からの働きかけに応じて遊ぶ、自分や他人の役割を理解し協同的に活動する、他人の考えた気持ちを理解し友達関係や信頼関係を築くこと等が、一般にその年齢段階に適した状態に至っていない児童生徒が対象です。

二に示されている程度のものが、情緒障害の対象となるものです。

選択性かん黙等の情緒障害があるために、通常の学級での学習では十分な指導の効果を上げることが困難であり、他人と関わって遊ぶ、自分から他人に働きかける、集団に適応して活動する、友達関係をつくり協力して活動する、決まりを守って行動する、他人と関わりながら生活を送ることなどが、一般にその年齢段階に適した状態に至っておらず、集団生活への参加や社会的適応のための特別な指導を行う必要がある児童生徒が対象です。（文部科学省「障害のある子供の教育支援の手引」参考）

<留意点>

【特別支援学級在籍者で知的障害特別支援学級以外の児童生徒について】

特別支援学級において特別な指導を行ったことにより、学習や社会生活への適応の状態が改善され、一斉での学習活動において、授業内容が分かり、学習活動に参加している実感・達成感をもてる状況に変容してきた場合には、通常の学級による指導と通級による指導を組み合わせた指導等について検討を行います。

【特別支援学級在籍者で知的障害特別支援学級の児童生徒について】

各教科等の目標及び内容を下学年や特別支援学校（知的障害）のものに替えるなど、知的側面に応じた学習指導を行います。また、身に付けた力を生活場面や集団活動の中で発揮できるように指導を進め、参加や活躍の場を計画的に設け、適切な指導体制を整えられる範囲内で交流及び共同学習を増やしていくようにします。

【特別支援学級での指導の時間が相当数確保する必要がない場合について】

「障害のある子供の教育支援の手引」には、「特別支援学級に在籍して当該学年の各教科等の内容を学ぶ子供が、大半の時間を当該学年の通常の学級において交流及び共同学習で学び、通常の学級以外での自立活動における特別な指導の時間が、週当たり8単位時間はもとより相当数確保する必要がないと考えられる場合には、通常の学級における指導と通級による指導を組み合わせた指導による対応を検討するべきである。」と示されています。

【自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍し、知的障害を併せ有する児童生徒について】

「障害のある子供の教育支援の手引」には、「知的障害を併せ有している子供で、各教科を特別支援学校（知的障害）の各教科に替える必要がある場合は、知的障害特別支援学級で学ぶことについても十分検討する必要がある。」と示されています。

(2) 教育課程の編成

① 基本的な考え方

教育課程とは、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画です。すなわち、教育基本法や学校教育法をはじめとする教育課程に関する法令に従い、各教科(外国語を含む)、道徳、総合的な学習の時間、特別活動及び小学校における外国語活動について、それらの目標やねらいを実現するよう、学年に応じた教育の内容を授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画が教育課程となります。

特別支援学級も小・中学校の学級の一つであり、学校教育法に定める小・中学校の目的及び目標を達成するものでなければなりません。同時に、学校教育法第81条第2項の規定による知的障害者、肢体不自由者、身体虚弱者、弱視者、難聴者、その他障害のある者で特別支援学級において教育を行うことが適当なものである児童生徒を対象とする学級でもあります。

そこで、対象となる児童生徒の障害の種類や程度等によっては、障害のない児童生徒に対する教育課程をそのまま適用することが必ずしも適当でない場合があることから、学校教育法施行規則第138条では、「小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、(中略)、特別の教育課程によることができる。」と規定されています。

特別の教育課程とは

(小学校・中学校学習指導要領 第1章 総則 第4の2の(1)のイ より)

- (ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。
- (イ) 児童生徒の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

(参考) 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第1章の第8節

「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」

○特別支援学校(知的障害)の各教科に替える。

小学部・・・生活、国語、算数、音楽、図画工作、体育

外国語活動(※3学年以上に必要に応じて設けることができる)

中学部・・・国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業・家庭

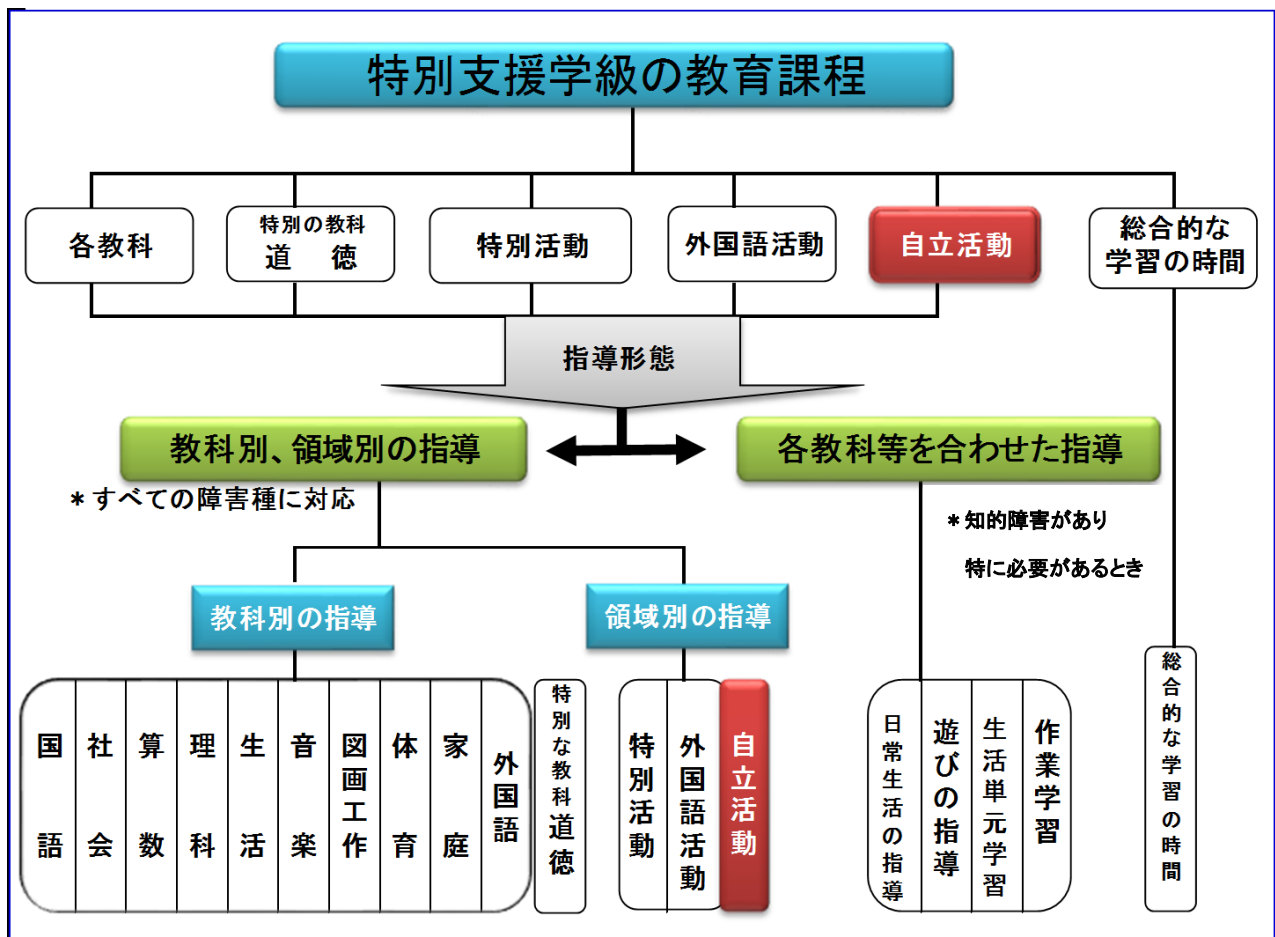
外国語(※生徒や学校の実態を考慮し、必要に応じて設けることができる)

※特に必要があるときは、各教科等を合わせた指導を行うことができる。

日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習

○各教科や外国語活動の目標及び内容の全部又は総合的な学習の時間に替えて、主として自立活動の指導を行うこともできる。

これらの特別の教育課程に関する規定を適用する場合においても、特別支援学級は、小・中学校の学級の一つであり、通常の学級と同様、学校教育法に定める目標及び教育目標を達成するために、各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱うことが前提となります。その上で、なぜ、この規定を適用するのか、保護者等に対する説明責任を果たしたり指導の継続性・確実性を担保したりするために、その理由を明らかにしながら教育課程の編成を工夫・評価・改善することが大切です。



【図】 特別支援学級の教育課程及び指導形態の例（小学校の場合）

特別支援学級は、単に国語や算数等の教科を個別に指導するためだけの学級ではありません。特別支援学級の教育課程を編成するには、児童生徒一人ひとりの学習上又は生活上の困難が異なることに十分留意し、将来の自立に向けて個々の児童生徒の障害の状態等に応じた教育目標を設定し、それを達成するために最も適切な教育課程を編成し、効果的な指導の形態を考えることが大切です。

また、特別支援学級において実施する特別の教育課程には、必ず、自立活動を取り入れます。自立活動の時間を設けて指導を行います。知的障害及び知的障害を含む複数の障害を併せ有する児童生徒に必要性があって「各教科等を合わせた指導」を行う場合は、当該児童生徒の『実態に即して設けた自立活動の目標・内容』の一部又は全部を合わせて指導を行うことができます。その場合は、『実態に即して設けた自立活動の目標・内容』をしっかりと位置付けて行うようにします。

② 教育課程編成の手順

1 実態把握

- 一人ひとりの障害の状態や特性、発達段階や能力等を十分に把握します。
- 学習面の把握だけでなく、身辺処理等の生活の様子、コミュニケーション能力や対人関係、興味・関心、運動能力等幅広い観点で実態を把握し、児童生徒の多様な姿が見えるように整理します。

- ・ 障害の状態（行動の特性、健康の状態、医学的診断 等）
- ・ 発達や経験の程度（生育歴、発達の程度や特性、発達検査、訓練 等）
- ・ 興味・関心（学習の状況、学習への興味・関心、遊び、習い事 等）
- ・ 家庭、地域での生活の様子
- ・ 将来の希望（義務教育終了後の希望、将来の夢 等）

※個別の教育支援計画等やサポートファイル「かけはし」から、これまでの実態や目標、支援内容・方法、関係機関との連携の様子等の情報を得ることができます。

- 必要な合理的配慮の内容について検討します。

2 教育目標の設定

- 学校の教育目標に沿って設定します。
- 教師の指導観や保護者の意向を反映し、児童生徒が意識できる具体的な目標を設定します。
- 学習面だけでなく、「日常的な生活に必要な身辺処理」「集団生活への参加と社会生活の理解」「経済生活及び職業生活への適応」といった観点も必要です。
- 児童生徒の将来の姿を見通した長期的な目標や、それを踏まえた短期的な目標を設定します。

3 教育内容の組織化

- 一人ひとりの教育目標を達成するために、どのような教育内容が必要かを明らかにします。

- ・ 自立活動で指導する内容は何か。
- ・ 学年相当の学習が可能だと考えられる教科と困難だと考えられる教科は何か。
- ・ 交流及び共同学習での学習が適切だと考えられる教科は何か。
- ・ 下学年の内容での学習が望ましいと考えられる内容は何か。

《知的障害のある場合（知的障害と他の障害を併せ有する場合を含む）》は、以下の観点も加わります。

- ・ 特別支援学校（知的障害）の教科に替える方が適切な教科はあるか。
- ・ 各教科等を合わせた指導を行う方が、指導の効果が上がると考えられるか。

- 小・中学校に設置される特別支援学級の教育内容については、原則的には「小学校学習指導要領」又は「中学校学習指導要領」に基づいて選択・組織します。
- 特別の教育課程を編成する場合は、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」及び「特別支援学校学習指導要領解説 総則編（幼稚部・小学部・中学部）」「特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編（小学部・中学部）」を参考にします。
- 自立活動は、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域ですから、児童生徒の障害の状態や発達の段階を的確に把握して、適切な指導計画の下、学校での教育活動全体を通して行うよう配慮する必要があります。個別の指導計画の作成に当たっては、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）」第4章を参考にします。
- 総合的な学習の時間は、各教科等を合わせた指導に含むことはできません。知的障害のある（知的障害と他の障害を併せ有する場合を含む）児童生徒の教育課程において、生活単元学習や作業学習を行う場合、それとは別に総合的な学習の時間を設定する必要があることに留意してください。
- 同学年の児童生徒であっても、障害の程度や状態に大きな差があれば、一人ひとりに合った教育課程を編成することになります。そのため、同学年でも、教科や授業時数、指導目標や内容が異なることもあります。（特別支援学級在籍児童生徒の総授業時数は、当該学年の総時間と同じ時間数必要です。）

4 授業時数の配当

- 各教科等の授業時数は、小学校又は中学校に準じます。
- 学校教育法施行規則第51条別表第1及び第73条別表第2に示されている各教科等の授業時数をふまえ、地域や学校及び児童生徒の実態を考慮して、児童生徒の負担過重にならないよう、各教科等の授業時数を配当します。
- 自立活動や各教科等を合わせた指導（日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習）の授業時数については、保護者と十分な共通理解を図ることが大切です。
- 特別支援学級の授業時数についての留意点（4文科初第375号通知を受けて）

・特別支援学級に在籍している児童生徒については、原則として週の授業時数の半分以上を目安として特別支援学級において児童生徒の一人ひとりの教育的ニーズに応じた授業を行うこと（当該児童生徒にとっての教育上の必要性*がある場合を除く）。通常の学級以外での特別な指導の時間を相当数確保する必要がないと考えられる場合には、通常の学級における指導と通級による指導を組み合わせた指導等への移行を検討すること。

*教育上の必要性：次年度に特別支援学級から通常の学級への学びの場の変更を検討している場合や、病弱の児童生徒の病状が学期途中で改善した場合等

・交流及び共同学習は、必要な指導体制を整えたうえで、組織的・計画的に行うこと。

5 時間割の作成

- 時間割の作成に当たっては、だれがどの場で指導・支援することが、児童生徒の教育にとって最も適切であるかを検討し、管理職や教務等と相談しながら校内の協力体制を確立していく必要があります。
- 交流及び共同学習において、担任による引率が難しい場合は、管理職や教務等と相談しながら他の教員による引率を検討する必要がある場合もあります。
- 中学校の特別支援学級において、知的障害のない生徒に対して各教科の指導に当たる者は、当該教科の免許状を有する必要があることに十分留意してください。

6 年間指導計画の作成

- 授業の配当時間をもとに、児童生徒の実態に合わせて年間指導計画（単元一覧表や単元計画）を作成し、指導のねらいを明確にしたり、指導内容の焦点化を図ったりすることが大切です。
- 年間指導計画、単元一覧表、単元計画等に基づき、一人ひとりについて、指導の目標や内容、配慮事項などを示した個別の指導計画を作成します。個別の指導計画については、第7章を参照してください。



③ 自立活動

ア 目標

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。
(特別支援学校小学部・中学部学習指導要領)

イ 自立活動の内容

自立活動の内容は、人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素と、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素で構成されており、6区分 27 項目に分類・整理されています。

学習指導要領等に示されている自立活動の「内容」は、各教科等のようにそのすべてを取り扱うものではなく、一人ひとりの児童生徒の実態に応じて、必要な項目を選定して取り扱うものです。したがって、個々の児童生徒の具体的な「指導内容」は、学習指導要領等に示されている「内容」から必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて設定します。

ウ 自立活動の指導

自立活動は、各教科等の指導をはじめ、学校の教育活動全体を通して自立活動の時間での指導と密接に関連づけながら行います。このことから、自立活動は障害のある児童生徒の教育において、教育課程上重要な位置を占めているといえます。

なお、「自立活動の時間における指導」の授業時数は、児童生徒の障害の状態に応じて適切に定めるとされています。個々の児童生徒の実態を的確に把握し、個別に指導の目標や具体的な内容を個別の指導計画の中に位置付けて指導することが必要です。

参照

○自立活動指導目標・指導内容設定シート【資料 6】

特別支援教育課HPからダウンロードできます。

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkyoui/tokubetsusien/>

○特別支援学校教育要領・学習指導要領解説「自立活動編」(平成 30 年 3 月 文部科学省)

◎自立活動の具体的な目標や内容についての相談は、特別支援学校教員による連携訪問を活用することができます。

(10－(2) 連携訪問を参照)

指導内容、指導目標の設定に当たっては、基本的に次のような手順で行います。

1 実態把握

- ・ 発達の状態
- ・ 障害の特性
- ・ 発達や生活経験の程度
- ・ 興味・関心
- ・ 家庭での様子や学習環境
- ・ 学習上の配慮事項や学力 等

《自立活動の6区分（4－（2）－8【表】参照）に即して、整理》

2 指導目標（ねらい）の設定

- ・ 優先する目標を1～2選び、長期目標を考える。

3 必要な項目の選定

- ・ 27項目（4－（2）－8【表】参照）の中から【中心となる項目】【関連する項目】を選定する。

4 具体的な指導内容の選定

★配慮事項

- ①主体的に取り組む指導内容
 - ・ 解決可能で取り組みやすい
 - ・ 興味、関心
 - ・ 目標を自覚し意欲的に取り組んだことが成功に結び付いたことを実感
- ②改善・克服の意欲を喚起する指導内容
- ③遅れている側面を補う指導内容
 - ・ 個々の発達の進んでいる側面にも着目
- ④自ら環境を整える指導内容
 - ・ 明かりや室内環境の調整、補助具の準備等身の回りの環境を自分で整える力
 - ・ 周囲の人に必要に応じて支援を求めるなど、環境を整えていく力

5 教材の選定

○具体的な単元へ

- ・ 興味、関心
- ・ 好きなもの
- ・ 得意なこと
- ・ 夢中なこと
- ・ 最近学習したこと
- ・ 家庭で取り組んでいること
- ・ 習い事

等を上手に活用して選定

6 評価

○実際の指導を目標に照らして

- ・ どのように行われたか
- ・ どのように変容しているか
- ・ どのような点でつまづいたか
- ・ 改善のためにどのように指導するか

○教師の指導に対する評価でもある

- ・ 指導内容・方法の改善

【表】 自立活動の内容

区分	項目	意味すること
1 健康の保持 生命を維持し、日常生活を行うために必要な健康状態の維持・改善を身体的な側面を中心として図る観点から	(1) 生活のリズムや生活習慣の形成	体温の調節、覚醒と睡眠など健康状態の維持・改善に必要な生活のリズムを身に付けること、食事や排泄などの生活習慣の形成、衣服の調節、室温の調節や換気、感染予防のための清潔の保持など健康な生活環境の形成を図ること
	(2) 病気の状態の理解と生活管理	自分の病気の状態を理解し、その改善を図り、病気の進行の防止に必要な生活様式についての理解を深め、それに基づく生活の自己管理ができるようにすること
	(3) 身体各部の状態の理解と養護	病気や事故等による神経、筋、骨、皮膚等の身体各部の状態を理解し、その部位を適切に保護したり、症状の進行を防止したりできるようにすること
	(4) 障害の特性の理解と生活環境の調整	自己の障害にどのような特性があるのか理解し、それらが及ぼす学習上又は生活上の困難についての理解を深め、その状況に応じて、自己の行動や感情を調整したり、他者に対して主体的に働きかけたりして、より学習や生活をしやすい環境にしていけること
	(5) 健康状態の維持・改善	障害のため、運動量が少なくなったり、体力が低下したりすることを防ぐために、日常生活における適切な健康の自己管理ができるようにすること
2 心理的な安定 自分の気持ちや情緒をコントロールして変化する状況に適切に対応するとともに、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服する意欲の向上を図り、自己のよさに気付く観点から	(1) 情緒の安定	情緒の安定を図ることが困難な幼児児童生徒が、安定した情緒の下で生活できるようにすること
	(2) 状況の理解と変化への対応	場所や場面の状況を理解して心理的抵抗を軽減したり、変化する状況を理解して適切に対応したりするなど、行動の仕方を身に付けること
	(3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲	自分の障害の状態を理解したり、受容したりして、主体的に障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲の向上を図ること
3 人間関係の形成 自他の理解を深め、対人関係を円滑にし、集団参加の基盤を培う観点から	(1) 他者とのかかわりの基礎	人に対する基本的な信頼感をもち、他者からの働き掛けを受け止め、それに応ずることができるようにすること
	(2) 他者の意図や感情の理解	他者の意図や感情を理解し、場に応じた適切な行動をとることができるようにすること
	(3) 自己の理解と行動の調整	自分の得意なことや不得意なこと、自分の行動の特徴などを理解し、集団の中で状況に応じた行動ができるようになること
	(4) 集団への参加の基礎	集団の雰囲気に合わせて、集団に参加するための手順やきまりを理解したりして、遊びや集団活動などに積極的に参加できるようになること
4 環境の把握 感覚を有効に活用し、空間や時間などの概念を手掛かりとして、周囲の状況を把握したり、環境と自己との関係を理解したりして、的確に判断し、行動できるようにする観点から	(1) 保有する感覚の活用	保有する視覚、聴覚、触覚、嗅覚、固有覚、前庭覚などの感覚を十分に活用できるようにすること
	(2) 感覚や認知の特性についての理解と対応	障害のある幼児児童生徒一人一人の感覚や認知の特性を踏まえ、自分に入ってくる情報を適切に処理できるようにするとともに、特に自己の感覚の過敏さや認知の偏りなどの特性について理解し、適切に対応できるようにすること
	(3) 感覚の補助及び代行手段の活用	保有する感覚を用いて状況を把握しやすくするよう各種の補助機器を活用できるようにしたり、他の感覚や機器での代行的にできるようにしたりすること
	(4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握と状況に応じた行動	いろいろな感覚器官やその補助及び代行手段を総合的に活用して、情報を収集したり、環境の状況を把握したりして、的確な判断や行動ができるようにすること
	(5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成	ものの機能や属性、形、色、音が変化する様子、空間・時間等の概念の形成を図ることによって、それを認知や行動の手掛かりとして活用できるようにすること
5 身体の動き 日常生活や作業に必要な基本動作を習得し、生活の中で適切な身体の動きができるようにする観点から	(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能	日常生活に必要な動作の基本となる姿勢保持や上肢・下肢の運動・動作の改善及び習得、関節の拘縮や変形の予防、筋力の維持・強化を図ることなどの基本的技能に関すること
	(2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用	姿勢の保持や各種の運動・動作が困難な場合、様々な補助用具等の補助的手段を活用してこれらができるようにすること
	(3) 日常生活に必要な基本動作	食事、排泄、衣服の着脱、洗面、入浴などの身辺処理及び書字、描画等の学習のための動作などの基本動作を身に付けることができるようにすること
	(4) 身体の移動能力	自力での身体移動や歩行、歩行器や車いすによる移動など、日常生活に必要な移動能力の向上を図ること
	(5) 作業に必要な動作と円滑な遂行	作業に必要な基本動作を習得し、その巧緻性や持続性の向上を図るとともに、作業を円滑に遂行する能力を高めること
6 コミュニケーション 場や相手に応じて、コミュニケーションを円滑に行うことができるようにする観点から	(1) コミュニケーションの基礎的能力	幼児児童生徒の障害の種類や程度、興味・関心等に応じて、表情や身振り、各種の機器などを用いて意思のやりとりが行えるようにするなど、コミュニケーションに必要な基礎的な能力を身に付けること
	(2) 言語の受容と表出	話し言葉や各種の文字・記号等を用いて、相手の意図を受け止めたり、自分の考えを伝えたりするなど、言語を受容し表出することができるようにすること
	(3) 言語の形成と活用	コミュニケーションを通して、事物や現象、自己の行動等に対応した言語の概念の形成を図り、体系的な言語を身に付けることができるようにすること
	(4) コミュニケーション手段の選択と活用	話し言葉や各種の文字・記号、機器等のコミュニケーション手段を適切に選択・活用し、他者とのコミュニケーションが円滑にできるようにすること
	(5) 状況に応じたコミュニケーション	コミュニケーションを円滑に行うためには、伝えようとする側と受け取る側との人間関係や、そのときの状況を的確に把握することが重要であることから、場や相手の状況に応じて、主体的にコミュニケーションを展開できるようにすること

「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編(幼稚園・小学部・中学部)」(H30.3)より作成

【表】 自立活動の内容に示された具体的指導内容例（特別支援学校教育要領・学習指導要領解説「自立活動編」）

区分	項目	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱	重度重複	言語障害	自閉症 情緒障害	LD	ADHD	他の項目との 関連例
1 健康の 保持	(1) 生活のリズムや生活習慣の形成	○					○		○		○	重度重複 自閉症
	(2) 病気の状態の理解と生活管理					○		○				てんかん
	(3) 身体各部の状態の理解と養護	○	○		○	○						筋ジストロフィー
	(4) 障害の特性の理解と生活環境の調整							○	○	○	○	視覚障害 聴覚障害
	(5) 健康状態の維持・改善			○		○	○		○			心臓疾患
2 心理的 な安定	(1) 情緒の安定					○	○		○	○	○	心身症
	(2) 状況の理解と変化への対応	○							○			視覚障害 自閉症
	(3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲				○	○				○		聴覚障害 吃音 知的障害 LD
3 人間関係 の形成	(1) 他者とのかかわりの基礎						○		○			視覚障害
	(2) 他者の意図や感情の理解	○							○			聴覚障害 白血病
	(3) 自己の理解と行動の調整			○	○						○	自閉症
	(4) 集団への参加の基礎	○	○							○		ADHD
4 環境の 把握	(1) 保有する感覚の活用	○	○		○		○					重度重複
	(2) 感覚や認知の特性についての理解と対応	○							○	○	○	脳性まひ
	(3) 感覚の補助及び代行手段の活用	○	○						○			弱視
	(4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動	○	○	○						○		聴覚障害 肢体不自由
	(5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成	○		○	○				○	○	○	聴覚障害 肢体不自由
5 身体 の動き	(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能	○		○	○	○						ADHD
	(2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用	○			○							重度重複
	(3) 日常生活に必要な基本動作				○		○					知的障害 LD
	(4) 身体の移動能力	○			○	○	○					肢体不自由
	(5) 作業に必要な動作と円滑な遂行				○						○	自閉症 知的障害
6 コミュニ ケーション	(1) コミュニケーションの基礎的能力		○	○			○	○	○			知的障害 自閉症
	(2) 言語の受容と表出		○		○			○				自閉症 ADHD
	(3) 言語の形成と活用	○	○				○	○		○		言語発達の遅れ
	(4) コミュニケーション手段の選択と活用	○	○	○	○	○			○	○		聴覚障害
	(5) 状況に応じたコミュニケーション	○							○	○		選択性かん黙 入院 自閉症

④ 各教科等を合わせた指導

各教科等を合わせた指導とは、各教科、道徳科、特別活動、自立活動及び小学部においては外国語活動の一部又は全部を合わせて指導を行うことをいいます。各教科等を合わせて指導を行う際には、各教科等で育成を目指す資質・能力を明確にし、それらを効果的に実施していくことができるよう、カリキュラムマネジメントの視点に基づき計画(Plan)－実施(Do)－評価(Check)－改善(Action)していくことが必要です。学校教育法施行規則第130条第2項では、「特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、道徳、特別活動、及び自立活動の全部又は一部について、合わせて指導を行うことができる。」と定めています。

知的障害のある児童生徒（知的障害と他の障害を併せ有する児童生徒を含む）を指導する場合には、各教科等の内容や目標を教科別に指導するよりも、生活経験や体験を通して指導することで教育効果が上がる場合があります。まとまりのある一つの活動体験の中で、興味・関心、満足感や成就感を大切にしながら、国語や算数、体育や図画工作などの教科等の内容を合わせて学習するのが「各教科等を合わせた指導」で、「日常生活の指導」「遊びの指導」「生活単元学習」「作業学習」があります。

なお、総合的な学習の時間は、これらと関連を図りながらも別に時間を設けて指導しなければなりません。

ア 日常生活の指導

日常生活の指導は、児童生徒の日常生活が充実し、高まるように日常の諸活動を必要に応じて適切に指導するものです。

日常生活の指導は、特別支援学校（知的障害）小学部の生活科の内容だけでなく、広範囲に、各教科等の内容が扱われます。例えば、衣服の着脱、洗面、手洗い、排泄、食事、清潔など基本的な生活習慣の内容や、あいさつ、言葉遣い、礼儀作法、時間を守ること、きまりを守ることなどの日常生活や社会生活において必要となる基本的な内容です。

日常生活の指導の指導計画作成に当たって、考慮すること

- (ア) 日常生活や学習の自然な流れに沿い、その活動を実際的で必然性のある状況下で取り組むことにより生活や学習の文脈に即した学習ができるようにすること。
- (イ) 毎日反復して行い、望ましい生活習慣の形成を図るものであり、繰り返しながら取り組むことにより習慣化していく指導の段階を経て、発展的な内容を取り扱うようにすること。
- (ウ) できつつあることや意欲的な面を考慮し、適切な支援を行うとともに、生活上の目標を達成していくために、学習状況等に応じて課題を細分化して段階的な指導ができるものであること。
- (エ) 指導場面や集団の大きさなど、活動の特徴を踏まえ、個々の実態に即した効果的な指導ができるよう計画されていること。
- (オ) 学校と家庭とが連携を図り、児童生徒が学校で取り組んでいること、また家庭等でこれまで取り組んできたことなどの双方向で学習状況等を共有し、指導の充実を図るようにすること。

「特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編（小学部・中学部）」より抜粋

イ 遊びの指導

遊びの指導は、遊びを学習活動の中心に据えて取り組みで、身体活動を活発にし、仲間との関わりを促し、意欲的な活動を育み、心身の発達を促していくものです。

遊びの指導では、特別支援学校（知的障害）小学部の生活科の内容をはじめ、体育など各教科等に関わる広範囲の内容が扱われ、学びの場や遊具等が限定されことなく、児童生徒が比較的自由に取り組むものから、期間や時間設定、題材や集団構成などに一定の条件を設定し活動するといった比較的制約性が高い遊びまで連続的に設定されます。

遊びの指導の指導計画作成に当たって、考慮すること

- （ア） 児童の意欲的な活動を育めるようにすること。その際、児童が、主体的に遊ぶとする環境を設定すること。
- （イ） 教師と児童、児童同士の関わりを促すことができるよう、場の設定、教師の対応、遊具等を工夫し、計画的に実施すること。
- （ウ） 身体活動が活発に展開できる遊びや室内での遊びなど児童の興味や関心に合わせて適切に環境を設定すること。
- （エ） 遊びをできる限り制限することなく、児童の健康面や衛生面に配慮しつつ、安全に遊べる場や遊具を設定すること。
- （オ） 自ら遊びに取り組むことが難しい児童には、遊びを促したり、遊びに誘ったりして、いろいろな遊びが体験できるよう配慮し、遊びの楽しさを味わえるようにしていくこと。

「特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編（小学部・中学部）」より抜粋



ウ 生活単元学習

生活単元学習は、児童生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的・体系的に経験することによって、自立や社会参加のために必要な事柄を実際の・総合的に学習するものです。

生活単元学習では、広範囲に各教科等の内容が扱われます。生活単元学習の指導では、児童生徒の学習活動は、実際の生活上の目標や課題に沿って指導目標や指導内容を組織されることが大切です。

生活単元学習の指導計画作成に当たって、考慮すること

- (ア) 単元は、実際の生活から発展し、児童生徒の知的障害の状態等や興味・関心を踏まえたものであり、個人差の大きい集団にも適合するものであること。
- (イ) 単元は、必要な知識・技能の習得とともに、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等の育成を図るものであり、生活上の望ましい態度や習慣が形成され、身に付けた指導内容が現在や将来の生活に生かされるようにすること。
- (ウ) 単元は、児童生徒が指導目標への意識や期待をもち、見通しをもって、単元の活動に意欲的に取り組めるものであり、目標意識や課題意識、課題の解決への意欲等を育む活動をも含んだものであること。
- (エ) 単元は、一人一人の児童生徒が力を発揮し、主体的に取り組むとともに、学習活動の中で様々な役割を担い、集団全体で単元の活動に協働して取り組めるものであること。
- (オ) 単元は、各単元における児童生徒の指導目標を達成するための課題の解決に必要なかつ十分な活動で組織され、その一連の単元の活動は、児童生徒の自然な生活としてのまとまりのあるものであること。
- (カ) 単元は、各教科等に係る見方・考え方を生かしたり、働かせたりすることのできる内容を含む活動で組織され、児童生徒がいろいろな単元を通して、多種多様な意義のある経験ができるように計画されていること。

「特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編（小学部・中学部）」より抜粋

エ 作業学習

作業学習は、作業活動を学習活動の中心にしながら、児童生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会的な自立に必要な事柄を総合的に学習するものです。

作業学習の指導は、特別支援学校（知的障害）中学部の教科である職業・家庭科の内容を中心として、各教科等の広範囲の内容が扱われます。作業学習で取り扱われる作業活動の種類は、農耕、園芸、紙工、木工、縫製、織物、金工、窯業、印刷、調理、食品加工、クリーニング等のほか、事務、販売、清掃、接客等も含み多種多様です。なお、小学校の段階では、特別支援学校（知的障害）小学部の教科である生活科の目標及び内容を中心として作業学習を行うことも考えられますが、児童生徒の生活年齢や発達の段階等を踏まえれば、作業そのものよりも学習に意欲的に取り組むことや、集団への参加が円滑にできるようにしていくことなど態度面についての指導が重要です。また生活単元学習の中でも、道具の準備や片付け、必要な道具の使い方等、作業学習につながる基礎的な内容を含みながら単元を構成するようにします。

作業学習の指導に当たって、考慮すること

- （ア） 児童生徒にとって教育的価値の高い作業活動等を含み、それらの活動に取り組む意義や価値に触れ、喜びや完成の成就感が味わえること。
- （イ） 地域性に立脚した特色をもつとともに、社会の変化やニーズ等にも対応した持続性や教育的価値のある作業種を選定すること。
- （ウ） 個々の児童生徒の実態に応じた教育的ニーズを分析した上で、段階的な指導ができるものであること。
- （エ） 知的障害の状態等が多様な児童生徒が、相互の役割等を意識しながら協働して取り組める作業活動を含んでいること。
- （オ） 作業内容や作業場所が安全で衛生的、健康的であり、作業量や作業の形態、実習時間及び期間などに適切な配慮がなされていること。
- （カ） 作業製品等の利用価値が高く、生産から消費への流れと社会的貢献などが理解されやすいものであること。

「特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編（小学部・中学部）」より抜粋

参照

○特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編（小学部・中学部）

第4章・知的障害である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科

第2節3（3）各教科等を合わせて指導を行う場合

【各教科等を合わせた指導の特徴と留意点】

⑤ 通常の学級との交流及び共同学習

交流及び共同学習には、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする「交流」の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする「共同学習」の側面があり、この二つの側面を分かちがたいものとして捉えて推進していく必要があります。

特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習は、教科学習、特別活動、総合的な学習の時間、学校行事、その他日常的な活動等さまざまな場で行われています。

通常の学級との交流及び共同学習を行うことは、特別支援学級の児童生徒が単に通常の学級の授業や活動に参加するということではありません。各教科等での交流及び共同学習を行うにあたっては、児童生徒の実態を十分考慮しながら各教科等の目標が交流及び共同学習によって十分達成されるかどうかを検討し、児童生徒の実態に沿った目標を設定しながら、目標達成のために様々な工夫をすることが必要です。

また、一斉学習に参加する機会を生かして、交流学級担任と連携を図りながら集団での学習規律が身に付けられるように指導していくことも大変重要です。

特別支援学級の児童生徒が、交流及び共同学習として通常の学級で指導を受ける場合は、必要な指導体制を整えた上で行うようにします。

ア 交流及び共同学習の実施にあたって

(ア) 児童生徒の実態の相互理解

特別支援学級の児童生徒の障害の状態、発達段階、特性を踏まえた指導上の配慮点、保護者の願いや意見等について、特別支援学級担任と通常の学級担任が相互に共通理解しておくことが大切です。

また、これまでの指導の経緯や今後の指導目標を共有するために、個別の教育支援計画等やサポートファイル「かけはし」を積極的に活用します。

(イ) 目標の焦点化

交流及び共同学習は、教育課程上に位置付けて実施されます。どのように交流及び共同学習を行うのかを明確にし、児童生徒一人ひとりの目標を焦点化します。

(ウ) 効果的な学習や活動のための工夫

<教科等の交流において>

○特別支援学級の児童生徒の障害の状態に応じて、交流及び共同学習を行う教科や学習内容を選択します。教科を選択する以外にも、ある教科の一部の単元の学習を選択するなど、柔軟性をもって実施します。

○個に応じた教材・教具の準備、活動の工夫を行い、特別支援学級の児童生徒が主体的に取り組める学習環境を設定します。

○集団での学習において指導すべき学習規律や学習の仕方について、目標を明確にししながらそのための準備(事前指導等)をしておきます。

○特別支援学級の児童生徒の障害の状態に合った活動が展開されているか、特別支援学級及び通常の学級の児童生徒、それぞれに過度の負担となっていないか等について常に把握に努めます。

＜日常の活動や学校行事において＞

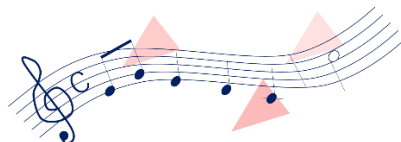
○清掃や給食、ホームルーム等の活動では、役割分担を明確にして、学級の一員として行動できるよう配慮します。

○座席、ロッカー、靴箱等の場所や名簿等にも十分な配慮が必要です。何よりも学級の一員として参加したり受け入れたりする姿勢を大切にします。

○学校行事等では、少しの支援でできる無理のない活動内容を工夫する等、主体的に参加できるよう配慮します。

（エ）評価

指導の目標に対する評価を適切に行う必要があります。日常の評価を大切にしながら、学期ごとの評価を通して、個別の指導計画の継続や変更を検討します。また、年間を通して、もしくは多学年にわたっての変容を評価していくことも念頭におきます。



(3) 特別支援学級担任の1年(例)

特別支援学級担任の年間スケジュールは、市町あるいは学校によって異なります。以下に示した年間予定はあくまで例示です。大まかな見通しをもって計画的に取り組みましょう。

	児童生徒の指導に関すること	学校事務、支援・指導計画 等	次年度への動き	調査等 (県関係)
4月	・ 教室環境の整備 ・ 通学路、通学方法の確認 ・ 始業式や入学式での配慮事項の確認 ・ 交流及び共同学習の打ち合わせ ・ 教科書、ワークブック、ドリル等の確認 等 ・ 家庭訪問 【確認事項】個別の教育支援計画、個別の指導計画、サポートファイル「かけはし」のへの記入、内容確認等	・ 諸帳簿の作成 (指導要録・出席簿・保健関係) ・ 教育課程の編成(事前調査で提出したものの確認) ・ 年間指導計画の作成 ・ 学級経営案作成 ・ 時間割作成 ・ 学級だより作成 ・ 個別の教育支援計画の作成・更新 ・ 個別の指導計画の作成		・ 連携訪問 申込み
5月	・ 試験(テスト)での配慮事項検討	・ 学級だより作成		・ 特別支援学級調査
6月		・ 学級だより作成 ・ 通知表の様式等の検討 ・ 特別支援教育就学奨励費の手続き		
7月	・ 夏休みの課題検討、作成 ・ 懇談会 【確認事項】個別の指導計画の評価と2学期の目標等 ・ 次年度の就学について	・ 学級だより作成 ・ 通知表の作成 ・ 個別の指導計画の評価と見直し	・ 次年度使用教科書の検討	
8月	・ 教室環境等の見直し			
9月		・ 学級だより作成		

10月		・学級だより作成	・次年度の教育課程計画と保護者への説明 ・次年度の入級確認	
11月		・学級だより作成	・就学時健康診断	・次年度特別支援学級事前調査
12月	・冬休みの課題検討、作成 ・懇談会 【確認事項】個別の指導計画の評価と3学期の目標等	・学級だより作成 ・個別の指導計画の評価と見直し ・通知表の作成		
1月		・学級だより作成		
2月	・卒業式への参加の仕方検討	・学級だより作成 ・通知表の作成		
3月	・卒業式への配慮 ・1年間の作品等の整理 ・春休みの課題検討、作成	・学級だより作成 ・指導要録の作成 ・個別の教育支援計画評価 ・個別の指導計画評価 (・サポートファイル「かけはし」評価)	・引継ぎ資料作成	

Point 1

就学相談の流れを知っておきましょう。

市町によって、市町教育支援委員会の回数や時期が異なります。それぞれの市町の就学相談の流れを知っておくことが大切です。計画的に就学に関わる相談等を行いましょう。

Point 2

第1学期始業式までに確認しておきましょう。

★確認しておくべき内容

- ・児童生徒の実態把握（指導要録、個別の教育支援計画、個別の指導計画、引継ぎ資料等から）
- ・健康面の配慮
- ・通学路や通学方法（通学方法、保護者の送迎の有無、登校班等について）
- ・登校後の動き（靴箱から教室に移動するまでの配慮の有無、交流学級との関わり方等について）

第1学期始業式は、新しい出会いの日です。新しく担任になった場合はもちろん、引き続き担任になった場合も、新しいスタートの日となります。教室や靴箱の位置が変わったり、交流学級が変わったり、クラス替えがあったりするなど、新しい環境に戸惑う場合も想定されます。

登校後、安心して学校生活を送ることができるように、児童生徒の状態に合った一日の動きを想定し、準備していきましょう。

Point 3

校内の先生方に周知し、理解と協力をお願いしましょう。

★周知しておくとい内容

- ・ 気になる行動の意味や、指導・支援のあり方
- ・ 児童生徒の障害特性と支援の際の留意点
 - 「効果的な言葉かけ」と「してはいけない対応」
 - 緊急時やパニック時の連絡方法や対応の仕方
- ・ 学校行事等への参加の仕方についての基本的な方向性

★積極的な情報発信

- ・ 積極的な授業公開（現職教育での研究授業、校内参観週間の設定）
- ・ 学級だよりや掲示板の活用
- ・ 職員会や校内委員会等での児童生徒についての情報提供

年度初めだけでなく、学期ごとの節目や大きな行事の前に、積極的に児童生徒の姿を伝えましょう。また、特別支援学級での学習や取組を積極的に発信し、支援の必要な児童生徒を学校全体で支える意識づくりや体制づくりをしていきましょう。

Point 4

新1年生が入学する時は、入学式での支援を考えましょう。

入学式は、新しい場所、新しい先生、新しい友達との出会いの場所です。障害のある児童生徒の場合、新しい場所や見通しのつかない行事への不安感が強く、入学式に落ち着いて参加しにくいことがあります。少しでも、場に慣れたり、見通しをもったりできるよう、入学式前日に来校してもらい、式場を見たり、簡単なリハーサルをしたりするとよいでしょう。

また、入学式までに保護者や保育所・幼稚園の担任と連絡を取り合いながら、配慮することや万一落ち着かなくなった時の対応について話し合っておきましょう。全職員にも周知し、話し合った内容を共通理解しておくとともに、役割分担を決めておきましょう。

（４）特別支援学級関係の調査

県では、県内の特別支援学級の実態を把握するとともに、特別支援学級での指導がより充実したものになるよう、年間２回の調査を実施しています。

① 特別支援学級調査（５月）

主な調査内容

- 特別支援学級担任等の状況（担當時数や教科、特別支援学級経験年数等）
- 在籍する児童生徒一人一人の実態
- 在籍する児童生徒一人一人の年間授業時数（教育課程）
- 個別の教育支援計画、個別の指導計画、サポートファイル「かけはし」の作成状況
- 通常の学級に在籍する【特別支援学級適当】【特別支援学校適当】等に当てはまる児童生徒の数（特別支援学級等の弾力的運用を含む）
- 昨年度卒業者の進路状況

* 在籍する児童生徒の年間授業時数は、前年度 11 月の特別支援学級事前調査において保護者の了承を得ている教育課程が基本となります。時間割作成において、極端な変更が発生しないようにしてください。

② 特別支援学級の事前調査（11 月）

主な調査内容

- 次年度の特別支援学級在籍予定数
- 次年度の教室配置予定
- 在籍予定児童生徒の個別調査票
 - ・特別支援学級継続や入級の確認
 - ・障害の状態（日常生活や学習の状況）
 - ・次年度の教育課程
 - ・市町教育支援委員会の判断
- 卒業予定児童生徒の進路予定
- 通常の学級等への退級（予定）児童生徒
- 通常の学級に在籍し、特別な支援を必要とする児童生徒の実態

* 新１年生については、在籍する幼稚園・保育所・こども園や小学校と、管理職を通してできるだけ早目に連絡を取り合い、保護者の了解も得ながら、支援の記録等も含めて情報を共有することが大切です。保護者・本人との相談も必要回数行い、生活面や学習面での十分な合意形成を図ってスムーズに新しい学校生活が始められるようにします。